

J R 東海労幹関西地「申」第29号
2017年5月8日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「基本協約第232条の取り扱い」に関する申し入れ

4月18日に開催された関西支社との経営協議会において、組合側は会社側幹事として指定されている清水康臣人事課係長について、基本協約第232条の定めにあるとおり「関係課長級以上の委員」として、その任にふさわしくない肩書きであることを明らかにしたところである。また、この間の経営協議会および各種委員会における資質及び言動においてもふさわしくない人物であると考えます。

よって、以下のように申し入れるので、早急に協議の場を設定すること。

記

1. 経営協議会の席上、指摘した苦情処理会議の設定に関する不誠実・横柄な対応等と合わせ組合としては、清水康臣人事課係長はその言動においても経営協議会および各種委員会における会社側幹事として全く不適任であると考えるので会社側の考えを明らかにすること。

以上